

議会受付番号	鎌議第 1293 号
質問者	上畠 寛弘議員
答弁する者	市長（総務部 職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

納税課職員による不正行為に関する質問内容等

2 質問の要旨

- 1 平成27年9月2日付で鎌倉市職員考查委員会 伊東研祐 差出による鎌倉市長宛の答申（別紙添付）があるが、そもそもどのような内容を質問したのか、一字一句隠さずに答弁せよ。又は、答弁に代わって質問した書面も可とする。
- 2 ログによれば、小原芳則は指示をいつして、其々の遅刻のデータの改竄を何月何日何時何分に行っているのか。何回しているか。
- 3 小原芳則は、現時点での退職（自己都合）の意思はあるか、確認せよ。（平成27年9月29日時点）

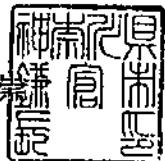
3 答弁

- 1 平成27年8月25日付で、鎌倉市職員考查委員会に、別紙のとおり質問しました。
- 2 出勤時間の改ざんは、月末又は翌月の始めに庶務担当者に依頼をしており、その回数が44回になります。ログによれば、出勤時間の改ざん日時について確認することができますが、確認には時間を要するため、現時点では把握できておりません。
- 3 自己都合退職は、本人から申出によるものが原則です。現時点では、本人からの申出はありません。

鎌職第 2943 号
平成 27 年 8 月 25 日

鎌倉市職員考査委員会
委員長 伊東 研祐 様

鎌倉市長 松尾



営利企業等の従事制限規定違反をしている職員等に対する措置について（諮問）

次の事項について、諮問します。

- 1 営利企業等の従事制限規定違反をした職員に対する措置について
- 2 勤務時間の始めに繰り返し遅刻をした職員に対する措置について